

令和元年6月14日現在

機関番号：33908

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15H03068

研究課題名(和文) 非RTPの学生/選手におけるドーピング防止教育

研究課題名(英文) Anti-Doping Educational Program for Non-RTP Student/Athletes

研究代表者

近藤 良享 (KONDO, YOSHITAKA)

中京大学・スポーツ科学部・教授

研究者番号：00153734

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 6,140,000円

研究成果の概要(和文)：本研究ではRTP選手ではなくドーピング検査対象になっていない学生/選手(非RTPA)を対象にドーピング問題を検討した。結果として、検査方法などに抜け道があればドーピングに手を染める選手の現状は防止教育の難しさを物語っていた。

問題解決に厳罰主義か、緩和主義かがある中、日本の「世間」という個人と社会の媒介を利用した、教育的スポーツを連帯責任システムによって堅持する方法論は検討に値する。伝統や美徳を大切にす共同体主義的傾向が強い日本社会では、教育的スポーツをベースにして、正しいスポーツ教育、スポーツのインテグリティ教育、ドーピング防止教育を推進することが必要と考えられる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、2020年東京五輪の中心選手となることが予想される学生/選手のドーピング防止教育に狙いがあった。今の日本では一流競技選手(RTPA)だけがドーピング検査の対象である。しかしドーピング検査を受けないレベルの学生/選手に対しては正しい知識や価値観を教育しないとドーピング問題の広がりが懸念される。

教育的スポーツを連帯責任システムによって堅持する方法論は検討に値する。伝統や美徳を大切にす共同体主義的傾向が強い日本社会において、教育的スポーツの健全発展をベースにした正しいスポーツ教育、スポーツ・インテグリティ教育、ドーピング防止教育の提言は本研究の社会的意義である。

研究成果の概要(英文)：This research examined the doping problem for the student/athlete(non-RTPA) who is not a dope-test object instead of a RTP athlete. As a result, when there was a byroad of an inspection method, the present condition of the athletes who have some secret methods in doping was showing the difficulty of anti-doping education.

While problem solving has both a severe punishment policy and a harm reduction, the methodology using mediation of Japanese "SEKEN", between individual and society which maintains an educational sport firmly by a joint liability system deserves our study.

In Japanese society bases the communitarianism tendency which values tradition and a virtue on healthy development of an educational sport, it is required to promote the right sport education, the integrity education of a sport, and anti-doping education.

研究分野：スポーツ倫理学

キーワード：ドーピング防止 非RTP選手 学生/選手 無知のドーピング

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本研究の「非 RTP の学生/選手へのドーピング防止教育」に着目した契機は、カナダの一流大学であるウォータールー大学に所属するアメリカンフットボール選手が引き起こした事件が発端である(参照: Teetzel, Sarah: Debates Surrounding Anti-Doping Policy and Education for Student-Athletes)。特に、この事件に関与した学生/選手は、プロスポーツ(アメリカンフットボール、バスケットボール、野球、サッカーなど)への予備軍であったこと、特定の選手権大会の上位入賞(優勝、準優勝など)以外の学生は非ドーピング検査対象者(Non-registered testing pool athletes)であったこと、彼等は高等学校・大学といった教育機関に属していたという特徴が見られたのである。

オリンピックや世界選手権などに出場するレベルの選手(Registered testing pool athletes)には、WADA(世界アンチ・ドーピング機構)への居場所情報(Whereabouts)に基づく抜き打ち検査が実施されるし、NOC や競技団体によるセミナー、講習会などによるドーピング防止教育、啓発活動が行われる。しかし、このレベルに該当しない学生/選手に対してドーピング検査が行われないか、防止教育・啓発活動もごく形式的なものであった。こうしたドーピング防止対策を学生/選手らが熟知していた中で、カナダ・ウォータールー大学事件が起こった。薬物保管と輸送を担当した元学生/選手からは、快楽的な麻薬類(レクリエーション・ドラッグ)ではなく、禁止された競技力向上薬物(アナボリック・ステロイド、ヒト成長ホルモン)が大量に出てきた。

この事件の摘発の結果、ウォータールー大学のアメリカンフットボール部選手全員のドーピング検査はもとより、カナダ大学フットボール連盟所属の約 500 名にも検査が行われる事態となった。また、アメリカの高校生の約 6%がアナボリック・ステロイドの使用経験があるという調査結果があることから、2012 年度、ニュージャージー州では 500 名の高校生選手を対象に薬物検査が実施された。この検査の陽性率は 1%未満であったが、他の州(フロリダ)でも高校生を対象としたドーピング検査を行うことが検討されている。競技能力向上に伴う競技実績が、高校進学、大学進学、プロスポーツへの入団とリンクする場合、禁止薬物・サプリメント使用はハイリスクであるが、ハイリターンが期待されると思い込んでいます。

日本の場合、確かに JADA が公表している検査実績・規則違反決定報告(下表)を見ると、WADA が公表しているデータ違反件数(約 2%)と比較すれば、およそ 1/16 で、違反件数は少ない。

年度	検体数	競技会	競技会外	陽性	違反率
2005(H17)	2342	1368	974	記載無	
2006(H18)	4141	2376	1765	記載無	
2007(H19)	4473	2909	1564	7	0.156%
2008(H20)	4901	3346	1555	11	0.224%
2009(H21)	5449	3563	1886	3	0.055%
2010(H22)	5529	3331	2198	5	0.090%
2011(H23)	5504	3301	1380	6	0.109%
2012(H24)	5504	3595	1909	6	0.109%
2013(H25)	6720	3701	3109	6	0.089%
2014(H26)	6366	3830	2536	6	0.094%
2015(H27)	5641	4017	1624	8	0.142%
2016(H28)	6322	4130	2192	5	0.079%

しかしながら、国内選手の場合は、2020 年東京五輪においては、諸外国とのオリンピック予選を経ることなくオリンピックになることができる。オリンピック招致の成功に伴い、ますます国内の競争が激しくなり、そこにドーピング問題を引き起こす可能性がある。この種の問題は、日本国内だけではなく、世界各国の学生/選手らに起こっていたし、これからも起こる可能性が高い状況である。よって、WADA や国内ドーピング防止機関の対象から抜け落ちるレベルの学生/選手らに対し、適切なドーピング防止教育・啓発活動を行うことは喫緊の課題である。

2. 研究の目的

本研究は、2020 年東京五輪の中心選手となることが予想される学生/選手のドーピング防止教育に狙いがある。今の日本では一流競技選手(RTPA)だけがドーピング検査の対象である。しかしドーピング検査を受けないレベルの学生/選手に対して、ドーピングの正しい知識や価値観を教育しないと、前述したカナダの一流大学の元学生/選手事件や、米国の高校生にドーピング検査を導入(ニュージャージー州)したようにドーピング問題の広がりが懸念される。一流競技選手となるまでドーピング検査を受けない選手は、ドーピングによる競技力向上を容認する、あるいは無知のままに禁止薬物を飲み、禁止方法を導入している可能性がある。このため本研究は、現在はドーピング検査を受けないレベルにない学生/選手を対象にした、ドーピ

ング防止教育の構築を目的とする。

3. 研究の方法

2015 年度は、国際ドーピング研究者ネットワークを駆使し、世界中の学生 / 選手に係る不祥事、事件の情報を収集し、その経緯や当該学生 / 選手らの競技活動状況、成績、チーム内の重要度、ドーピング検査の有無などを個別事例ごとに分析した。

2016 年度は、前年度の調査に基づく個々の問題事例から、カナダ・ウォータールー大学のドーピング事件を取りあげ、その調査報告書から、学生 / 選手がドーピングに関与した諸条件の抽出とドーピングへの関与を回避するための教育・啓発例を分析した。

2017 年度には、2008 年度から 2017 年度までに実施した、国内の大学生らの調査（ドーピングに関する意識調査）結果をまとめ、分析した。

2018 年度は、当該年度に実施した、国外（ドイツの大学生）の調査結果と前年度の調査結果を比較検討しながら、学生 / 選手のドーピング防止のための提言を行った。

4. 研究成果

(1) カナダ・ウォータールー大学のドーピング事件の概要と教訓

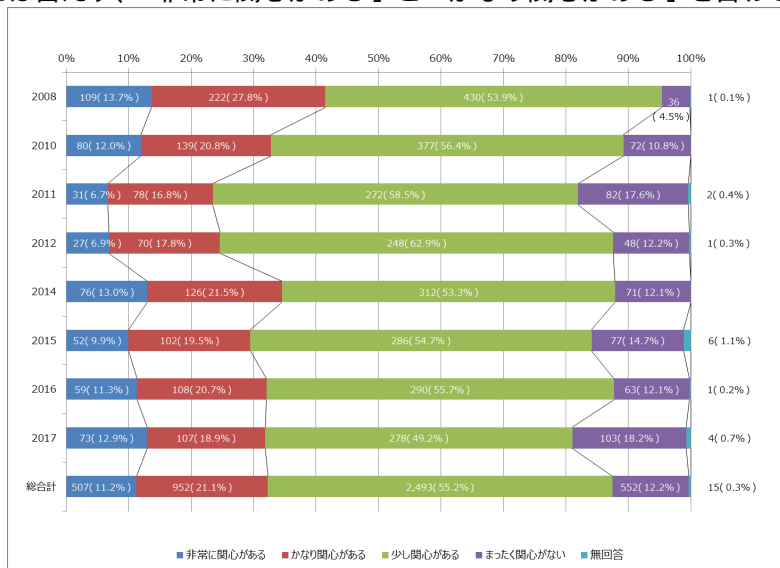
今日の日本では一流競技選手（RTPA）だけがドーピング検査の対象である。しかし、ドーピング検査を受けないレベルの学生 / 選手に対してドーピングの正しい知識や価値観を教育しないと数々の事件を引き起こす可能性がある。毎年、国内外においてドーピング違反関連の事件が発生していた。その中で最も深刻な問題事例として、カナダの一流大学の元学生 / 選手事件に焦点をあてた。事例としたカナダ・ウォータールー大学のドーピング事件は、アメリカンフットボール部の部員が薬のバイヤーとなって禁止薬物を部員らに供給した事件である。この事件を受けて大学側とカナダ・ドーピング防止機構がそれぞれ調査を実施し、報告書を出した。2つの調査委員会の提言をまとめると以下のようである。ドーピング防止教育と倫理的意思決定の教育は、すべてのスポーツに参加する選手らを対象にすること、州や地域の教育機関のカリキュラムに組み込まれること、また、身体イメージやドーピングに特化した健康教育がすべての学生に実施されるべきことである。ドーピング防止教育は、コーチ、トレーナー、スタッフら関係者すべてに必須にすべきである。フットボール選手へのドーピング検査対象を年間2、3%から30%に増やし、特定選手への検査を強化すべきである。ドーピングの情報を入手するために専用窓口とウェブ上の告発ツールを創設すべきである。選手個人の資格停止処分に留まらず、チームや所属チームも処分を行うべきである。ドーピング防止関連団体間の経費負担について合意形成をすべきである。

カナダのドーピング事件への大学側、国内ドーピング防止機構の対応は、個人の権利に配慮しながらも厳格、厳罰化の方向が明確であった。しかし、大学スポーツの場は、本来、学びの場であり、それを疑いと監視の場にすべきではない。よって、第一義的にドーピング防止のための教育的手段について検討し、学生 / 選手を真のスポーツパーソンとして涵養すべきであると結論づけられた。

(2) 国内大学生らのドーピング意識調査が示すこと

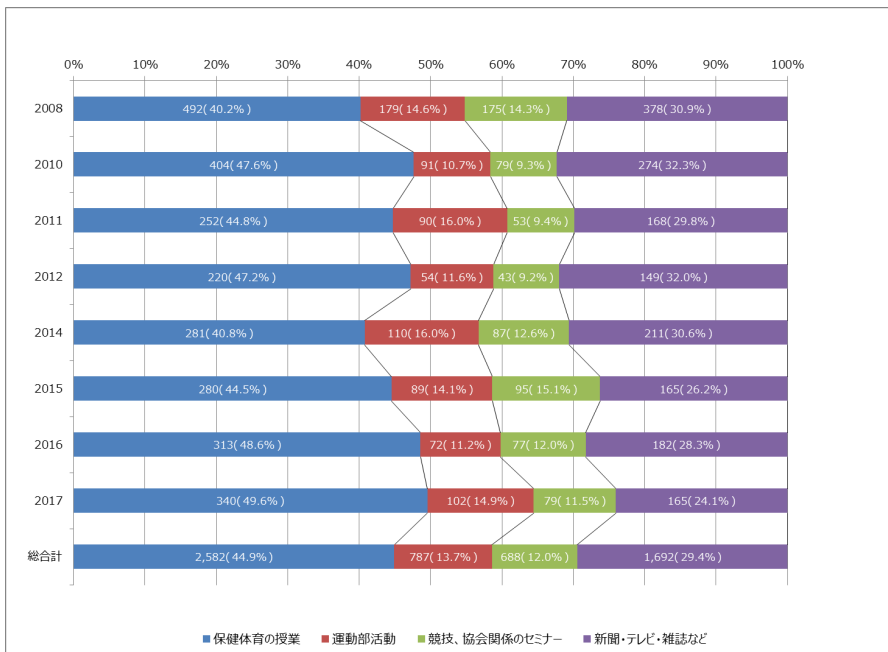
本年度は2014 年度から2016 年度の3年間の予備的調査結果を拡大して、2008 年度から2017 年度まで（2009、2013 年度除く）の8年間の結果をまとめた。総数は4,519 名で、男女の内訳は、男3,084 名（68.2%）、女1,426 名（31.6%）未記入9 名（0.2%）であり、競技レベルの半数（52.3%）は全国大会レベル以上であった。

下の表（ドーピング問題への関心度）が示すように、ドーピング問題への関心レベルは高いとは言えず、「非常に興味がある」と「かなり興味がある」を合わせても32%に留まる。



また、「状況、条件次第でドーピングを判断すべき」との回答率は 19%を超えている。ドーピングに関する情報についても、「まったくなし」と「少し」を合わせて、74%強である。サプリメントのドーピング可能性についても「可能性は小さい」と「まったくない」の回答率が 25%であった。

高校時代のドーピング防止の情報源は、保健体育授業（44.9%）、運動部活動（13.7%）、競技・協会関係のセミナー（12%）、新聞・テレビ・雑誌（29.4%）であった。



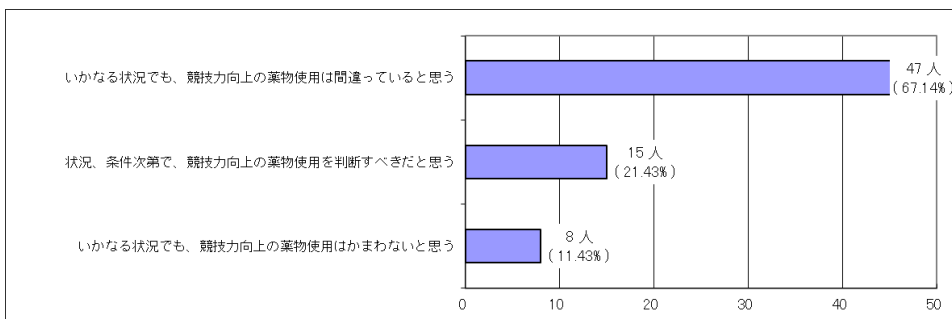
上の表（高校時代のドーピング防止の情報源）が示すように、最近の傾向は、高校保健体育の授業において「ドーピング」を扱うことが定着しつつあるようで、「保健体育授業」が 2014年度の 40.8%から 2017年度の 49.6%に増加している。ドーピング問題を単なる一流選手の問題とするのではなく、スポーツ参加者が遵守すべき「スポーツ倫理」を基盤とした啓蒙、教育を高校レベルまでに行うことが重要であると示唆された。

(3) 国外調査との比較検討

最終年度として、前項の国内調査（8年間の延べ 4,519名）と国際調査の比較検討をした。国際調査はドイツの D 大学の学生 70名に対して、国内調査と同じ項目で実施した。その結果は以下の通りであった。男女比は男子が 56%、女子が 44%であった。学部学生と大学院生との比は、学部生 63%、大学院生 37%であった。競技レベルは国際・全国レベルが 15%であった。ドーピング問題への関心は「非常に興味がある」「かなり興味がある」を合計すると 48%であった。ドーピング関与の可能性は「非常に高い」「高い」を合計すると 50%であった。ドーピング観は「状況、条件次第で判断すべき」「ドーピングは構わない」を合計すると 33%であった。ドーピング検査の方針や手順の情報は「まったくなし」「少しある」を合わせると 48%であった。サプリメントの陽性可能性は、「可能性は小さい」「まったくない」「わからない」を合わせると 64%であった。過去 2年間に 15名がドーピング検査を受けていた。ドーピングの情報源は「授業（24%）」、「クラブ（19%）」、「協会（14%）」、「メディア（43%）」であった。

国内の 8年間の調査（J）とドイツの調査（以下、D）を比較すると、D（48%）はドーピング問題への関心が高く J（32%）より 16%多かった。

ドーピングに対して「競技力向上のための薬物（ドーピング禁止薬物）使用について、あなた自身の考えや気持ちを表現するものとして、以下のどの信条が最も適切だと思いますか」という質問に対して、下表のドイツの結果（薬物使用についての考えや気持ち）が示すように、「状況、条件次第」「認める」という許容傾向は、D 学生の 33%と J 学生の 21%と比べると 11%多かった。D 調査からは「自己責任」の立場が強い傾向が認められた。



ドーピング検査の情報はD（50%）がJ（75%）より多くの情報を得ていた。サプリメントの陽性可能性は両者とも変わらず、ドーピングの情報源はD（43%）のメディアからが目立った。Dでは、国際・全国大会レベルの学生は1回以上のドーピング検査を受け、過去2年間に延べ15名がドーピング検査を受けていた。

両者の特徴を挙げると、ドイツの調査では、国際・全国大会レベルの選手は、ほぼドーピング検査を受けていること、ドーピング問題への関心が高いこと、ドーピング関連の情報をかなり得ていた。一方、国内調査からは、全国大会レベルであっても検査率が低く、これに連動してドーピング問題への関心が低調であること、保健体育の授業から多くの情報を得ていた。

以上の研究結果として、ドーピング防止のためには、まずは、簡易であっても国内ドーピング検査数を増やすことを検討すべきである。自身のスポーツライフがドーピング問題とリンクしていることを学生/選手らが自覚・自己啓発することに繋がる。次に、ドーピング防止に効果的なドーピング検査を簡単に導入できない中高校生に対しては、ドーピング問題に限定せず、スポーツ・インテグリティを保健体育の授業を通じて行うことが重要と結論づけられる。

（4）ハーム・リダクション（危害軽減）措置の提案

カイザー（Bengt Kayser）はドーピング問題の解決策としてハーム・リダクション措置の導入を提案していた。彼は、現在のドーピング議論が極端な論説によって展開されていると指摘する。1つは、支配的なドーピングを罰則によって徹底して取り締まるという厳罰主義であり、他方は、アンチ・ドーピング策が非論理的で、選手の健康を前提ではあるが、ドーピングの解禁を求める議論であった。カイザーによる危害軽減策の提案は、「ドーピング防止によってドーピングを根絶することはできず、アマチュア競技およびエリート競技におけるドーピングがなくなる可能性も小さく、勝者のなかには徹底したドーピング常習者が含まれると予想されることから、より実際のアプローチについて真剣に検討すべき」（105頁）であるとして、健康リスクがないことを前提にドーピング物質を緩和すべきだと提案した。

人権や公衆衛生の政策に有効なアプローチの1つとされるハーム・リダクション措置は、「違法または合法の物質の使用に伴う負担の軽減に加え、有害となり得る人間の行動抑制において効果的と繰り返し証明されている」（90頁）という。日本においてはドーピング違反の大学生に対して実名報道が行われ、デジタル・タトゥーとしてネット上に拡散した。ドーピング違反者としての実名を削除することは難しい。スポーツ界のルール違反が社会犯罪かのように扱われる状況に厳罰主義の問題点が見いだせる。一罰百戒によるルール遵守の方法に限界があることは自明である。現行のドーピング防止政策を見直す上でもこのカイザーの提案は一考に値する。

（5）日本独自のドーピング防止策

冒頭の背景に示したように、日本においては意図的あるいは不注意によるドーピング事例が散見される程度であり、国際的にもドーピングに対してクリーンであると評価されている。その理由として、JADAのドーピング防止体制、世間の監視、連帯責任システムの3つが挙げられる。これらの外圧的な抑止力が機能しているが故に、不注意や無知によるドーピング違反はあっても、選手、コーチ、医師らの確信犯的ドーピングはいないと推測される。特に、世間や連帯責任といった規範は、日本独自の精神文化が反映している。これらの規範は公共規範、公共哲学を中核にしたドーピング防止の1つの方法として有効な働きをすると考えられる。一罰百戒、個人への抑止力に依存する個人主義を補う上でも、共同体主義的な規範に基づく防止策は車の両輪の働きをすることと思われる。

（6）まとめ

スポーツ界におけるドーピング問題を解決するためには、まず、現状を正しく理解し、現状をもたらしした原因を究明する。次に具体的な目標を設定し、目標を達成するための手段を生み出し、実行に移す。さらには実行した結果を評価して、次の段階に結びつけなければならない。

本研究では、RTP選手ではなくドーピング検査対象になっていない学生/選手（非RTPA）を対象にドーピング問題を検討した。現状を正しく理解するために、8年間にわたる調査を継続的に実施し、さらにはドイツの学生/選手にも意見を聞いた。問題事例として検討したカナダのウォータールー大学事件が示すように、ドーピングの陽性回避の抜け道があればドーピングに手を染める選手らの実態は防止教育の難しさを物語っている。

厳罰主義か、緩和主義かの両論がある中、結果的には、正しいスポーツ教育、スポーツのインテグリティ教育が有用と考えられる。特に、日本の「世間」という個人と社会の媒介を利用した、教育的スポーツを連帯責任システムによって堅持する方法論は検討に値する。個人の自由を最大に保証する自由至上主義より伝統や美徳を大切にする共同体主義の傾向が強い日本社会では、教育的スポーツの健全発展をベースにして、ドーピング防止教育を推進することが必要と考えられる。

<引用・参考文献>

アイヴァン・ウォディングトン、アンディ・スミス、大平ほか訳、スポーツと薬物の社会学

～現状とその歴史的背景、彩流社、2014年

Bengt Kayser & Barbara Broers, Doping and performance enhancement :harms and harm reduction, In Møller V, Waddington I & Hoberman J (Eds.) Routledge Handbook of Drugs and Sport, Routledge, London, UK ,2015, 89-105

ジャン=ノエル・ミサ、パスカル・ヌーヴェル、橋本一径訳、ドーピングの哲学～タブー視からの脱却、新曜社、2017年

近藤良享、スポーツ倫理、不昧堂出版、2012、55 - 68

5 . 主な発表論文等

[雑誌論文](計2件)

近藤良享、ロシアによる組織的ドーピング違反に対する連帯責任、中京大学体育研究所紀要、査読無、32巻、2018、1 - 6

近藤良享、カナダ・ウオータールー大学のドーピング事件、中京大学体育学論叢、査読有、第56巻、2016、1 - 16

[学会発表](計4件)

近藤良享、オリンピックとドーピング～選手の「高潔性」とは、平成30年度東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会大学連携出張講座プログラム、山梨、2018、招待講演

近藤良享、スポーツ倫理の諸問題、マスコミ倫理懇談会全国協議会「メディアと法」研究会東京、2018、招待講演

KONDO YOSHITAKA、Sport Education for Anti-Doping : Analysis of the Questionnaire at C University、2017 International Conference for the 6th West Asian Alliance of Sport Pedagogy、Inchon : Korea、2017

KONDO YOSHITAKA、Joint Responsibility for Systematic Russian Doping Violation、2017台湾運動哲学学術検討会、台北：台湾、2017

[図書](計1件)

近藤良享、改訂スポーツ倫理、不昧堂出版、2019、166 - 191

[産業財産権]

出願状況(計0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年：

国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年：

国内外の別：

[その他]

ホームページ等